## 刈谷市非木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における一般非木造住宅及び避難道路沿道非木造住宅(以下「非木造住宅」という。)の倒壊等による災害を防止するため、非木造住宅の耐震改修を実施するものに対し交付する刈谷市非木造住宅耐震改修費補助金(以下「補助金」という。)に関し、刈谷市補助金等交付規則(昭和44年規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 一般非木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。ただし、第3号に 該当するものを除く。
    - ア 木造以外のもの
    - イ 戸建て、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に 供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)
    - ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
    - エ 延べ床面積が1,000平方メートル以上かつ地階を除く階数が3階以上のもの以外のもの
    - オ 現に居住の用に供しているもの
  - (2)避難道路 刈谷市地域防災計画の緊急輸送道路・主要避難道路網図において主要避難道路として位置付けられた道をいう。
  - (3)避難道路沿道非木造住宅 第1号アからウまで及び才に該当し、建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から避難道路の境界線までの水平距離に、当該避難道路の幅員が次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さを超えるもの
    - ア 6メートル以上の場合 避難道路の幅員の2分の1に相当する距離 イ 6メートル未満の場合 避難道路の幅員から3メートルを除いた距離。 ただし、算定値が負数となるときは0とする。
  - (4) 耐震診断 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士(建築士法第3条に規定

する用途及び規模の建築物の耐震診断を行う場合は、一級建築士)が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)に基づき建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適正に評価することをいう。

- (5) 耐震改修 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造(基本方針に規定する安全な構造をいう。)でないと判断された非木造住宅について建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項の規定に基づき特定行政庁から建築物の耐震改修計画の認定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に規定する建築物である場合は、一般財団法人愛知県建築住宅センター又はそれと同等の専門的機能を有する機関の評定)又は全体計画の認定(建築基準法第86条の8に規定する認定)を受けた上で行う耐震改修工事をいう。
- (6) 施行者 市内に存する非木造住宅の所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項(第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人(以下「管理組合」という。)を含む。)その他市長が必要と認めるものをいう。
- (7)代理受領 耐震改修を施工した業者(以下「施工業者」という。)が、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)の同意に基づき、当該耐震改修に要した経費の額から当該決定を受けた補助金の額(第9条の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額)を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。(補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となるものは、次のいずれにも該当する耐震改修を行 う施行者とする。ただし、一般非木造住宅に係る耐震改修については、当該年度 内に耐震改修が完了するものとし、補助金の交付は、同一の利用に供されている 一団の土地につき1回を限度とする。
  - (1) 市内に存する非木造住宅に係るもの
  - (2) 区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの
  - (3) 建物所有者と居住者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意

を得たもの

- (4) 刈谷市道路後退用地の寄附等に関する補助金交付要綱(平成17年4月1 日施行)に規定する後退用地に建築していないもの
- (5) 刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金交付要綱(平成26 年4月1日施行)に基づく補助金の交付を受けていないもの
- (6) その他国が定める要綱等に適合するもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
耐震改修に要する経	次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第2号
費	の額を差し引いた額を補助金の額とする。ただし、その
	額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り
	捨てるものとする。
	(1)補助対象経費(非木造住宅の延べ床面積に1平方
	メートル当たり33,500円を乗じて得た額を超
	える場合は、当該額)の5分の4の額。ただし、一
	般非木造住宅にあっては500万円を、避難道路沿
	道非木造住宅にあっては600万円を限度とする。
	(2)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4
	1条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとするものは、耐震改修に着手する前に、非木造 住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市 長に提出しなければならない。
  - (1) 耐震診断の結果報告書の写し
  - (2) 耐震改修の計画認定書、専門機関の評定通知書又は全体計画の認定書の写し
  - (3) 耐震改修に要する経費の見積書(補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。)
  - (4)補助の対象を明示した図面(案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、

建築設備図、関係図面等)

- (5) 施行者が管理組合である場合は、組合規約及び耐震改修の実施に係る議決書
- (6) 建物所有者と居住者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意 を得たことを証する書面
- (7) 建築年次を確認することができる家屋の物件証明書又はこれに類するもの
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、非木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(着手の届出)

- 第7条 補助決定者は、耐震改修に着手するときは、非木造住宅耐震改修着手届(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 工事請負契約書の写し又はこれに類するもの
  - (2) 工程表
  - (3)連絡者リスト(耐震診断業者、設計業者又は工事監理者、施工する業者及び管理組合(耐震改修に係る建築物に設置されている場合に限る。)の名称又は屋号、所在地、代表者の氏名及び連絡先を記したもの)

(計画の変更)

- 第8条 補助決定者は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、非木造住 宅耐震改修費補助金変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、 あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変 更する場合は、当該書類の添付を要しない。
  - (1)変更後の耐震改修の計画認定書、専門機関の評定通知書又は全体計画の認 定書の写し
  - (2)変更後の耐震改修に要する経費の見積書(補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。)
  - (3) その他市長が必要と認めるもの

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、非木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書(様式第5号)により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(耐震改修の中止)

第10条 補助決定者は、耐震改修を中止するときは、非木造住宅耐震改修中止届 (様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助決定者は、耐震改修が完了したときは、非木造住宅耐震改修実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。
  - (1) 施工状況が分かる写真
  - (2)変更後の工事請負契約書の写し又はそれに類するもの(変更があった場合に限る。)
  - (3) 耐震改修に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの(補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。)
  - (4)所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、 住宅耐震改修証明申請書及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23 号)附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書
  - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 補助決定者は、代理受領を選択する場合は、前項第3号に掲げる書類に代えて、 次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1)非木造住宅耐震改修費等補助金代理請求及び代理受領同意書(様式第8号)
  - (2) 耐震改修に要した経費の額から第6条の規定による決定(第9条の規定による承認を受けた場合は、当該承認)を受けた補助金の額(以下「補助決定額」という。)を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの(補助の対象とならない工事を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。)(請求及び補助)
- 第12条 市長は、前条第1項の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適 当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を認めた場合は、施工業者からの 請求により補助決定額を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。